タント業、純粋持株会社」、「七三　広告業」、「七四六二　商業写真業」及び「七四九　その他の技術サービス業」の各欄の額を控除した額、表側「M　宿泊業、飲食サービス業」の欄の額、表側「N　生活関連サービス業、娯楽業」の欄の額から「七九一　旅行業」、「七九五　火葬・墓地管理業」、「八〇三　競輪・競馬等の競走場、競技団」及び「八〇九六　娯楽に附帯するサービス業」の各欄の額を控除した額、表側「O　教育、学習支援業」の欄の額から「八二一六　社会通信教育」の欄の額を控除した額並びに表側「R　サービス業（他に分類されないもの）」の欄の額から「八八二　産業廃棄物処理業」、「九〇一　機械修理業（電気機械器具を除く）」、「九二一一　ビルメンテナンス業」及び「九二九　他に分類されない事業サービス業」の各欄の額を控除した額の合計額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

［一・二　略］

（法第七十二条の百十五第一項の従業者数）

第七条の二の十五　法第七十二条の百十五第一項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数は、経済センサス活動調査規則により調査した令和三年六月一日現在における従業者数の確定数とする。ただし、当該従業者数の確定数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の従業者数を関係市町村の従業者数に加え、又は関係市町村の従業者数から減じたものとすることができる。

附　則

（福島県双葉郡楢葉町等に係る従業者数の定義の特例）

第三条の二の五　福島県双葉郡楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町並びに相馬郡飯舘村に対する法第七十二条の百十五第一項の規定の適用については、当分の間、事業所統計の最近に公表された結果による当該市町村の従業者数は、第七条の二の十五の規定にかかわらず、経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）による改正前の経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号。以下この条において「旧経済センサス基礎調査規則」という。）により調査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数の確定数に、令和三年五月三十一日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十一年六月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た従業者数（その従業者数が旧経済センサス基礎調査規則により調査した同年七月一日現在における当該市町村の従業者数を超えるときは、旧経済センサス基礎調査規則により調査した同日現在における当該市町村の従業者数とする。）とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。